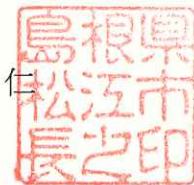


松江市告示 第 211 号

次に掲げる国民健康保険資格確認書については、紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるので無効とし、松江市国民健康保険条例施行規則第 12 条の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 19 日

松江市長 上 定 昭 仁



	保険者 番 号	被 保 険 者 記号・番号	無 効 と す る 資 格 確 認 書	資 格 確 認 書 の 交 付 年 月 日	資 格 確 認 書 を 無 効 と す る 日
1	320010	01-5019407	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 8 年 4 月 28 日
2	320010	01-5018870	枝番が 1 番のもので、 再交付の表示のないもの。	令和 7 年 8 月 1 日	令和 8 年 5 月 13 日